

一般廃棄物処理基本計画とは

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、一般廃棄物（ごみ・生活排水）の減量化、資源化と適正な処理を推進するための基本的な方針を示すもので、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」から構成されます。

本市では、平成26年8月に策定した現計画の計画期間が、令和2年度までであることから、計画の進捗状況、社会情勢の変化を踏まえ、新たな計画を策定しました。

計画期間

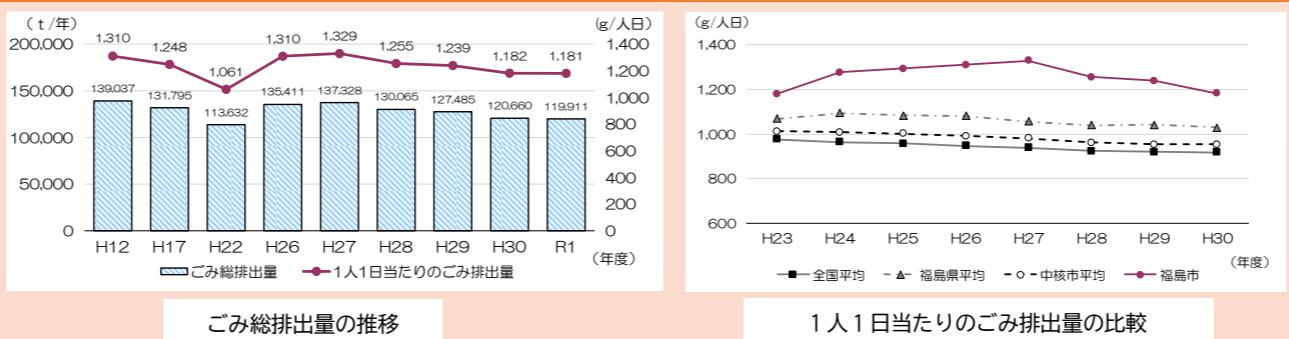
令和3年度 ▶ 令和7年度（5年間）

ごみ処理基本計画

ごみ処理の現状

ごみ総排出量は、震災以降増加し平成27年度をピークに減少傾向にあるものの、1人1日当たりのごみ排出量は全国的に見て多い状況であり、更なるごみの減量化、資源化が必要な状況です。

また、焼却工場の老朽化、最終処分場の残余容量のひっ迫、不法投棄、災害廃棄物への対策や感染症流行時への対応等が必要となっています。



基本理念

『持続可能な循環型社会の構築』

基本方針

- 1 環境にやさしいライフスタイルへの転換
- 2 安定的・効率的な適正処理の推進
- 3 パートナーシップの活性化

目標

「1人1日当たりのごみ排出量 890g 以下」の早期達成に向けた3つの目標

1 生活系ごみ*の目標

1日1人当たりの生活系ごみ排出量
530g 以下

2 事業系ごみの目標

年間事業系ごみ排出量
24,200t 以下(約 20%減)

3 最終処分量の目標

年間最終処分量
13,300t 以下

*生活系ごみは、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの合計量とし、資源物、集団資源回収量は含まない。

基本施策

1 優先的な2Rの推進
※2R:リデュース、リユース
(ごみの減量化施策)

- (1) 生活系ごみの2Rの推進
- (2) 事業系ごみの2Rの推進
- (3) ごみ減量の意識啓発と環境教育の推進
- (4) 生活系ごみ処理の有料化
事業系ごみ処理手数料の見直しの検討

具体的な施策

- ①ICTを活用したごみ排出量調査等の調査検討 ②「フードドライブ」活動の調査検討
- ③再生品の提供事業等の利用拡大等 ④本のリサイクルショップ等の利用推進等 ⑤家庭用食器類のリユース事業の調査検討
- ①事業者と連携した広報の強化 ②県と連携した事業の推進 ③市の率先的なペーパーレスの取り組み
- ④国、関係業界等への拡大生産者責任徹底の要請 ⑤ごみ減量推進計画書提出等の義務付けの調査検討
- ⑥優良事業者を評価する仕組みの検討
- [実効性のある情報発信] ①市ホームページ、SNS等による積極的な発信 ②各種イベントにおける広報
- [市民参加の取り組み] ③エコバッグ使用の推進 ④市民のアイデアを活かした施策の実施 ⑤マイボトル利用の推進
- ⑥ごみ減量化、資源化モニターの募集
- [生ごみ・食品ロスの削減] ⑦生ごみの水切りの啓発 ⑧食品ロスダイアリー市民モニターの募集 ⑨エコレシピ等の広報
- [環境学習機会の提供] ⑩出前講座等の継続等 ⑪実習を中心とした学習会の開催 ⑫小学生を対象とした環境教育の実施
- [事業者の連携] ⑬販売店への簡易・適正包装拡大の要請 ⑭従業員へのごみ減量化、資源化の啓発の推進
- ①生活系ごみのごみ処理有料化の検討 ②事業系ごみの処理手数料の見直しの検討

2 分別の徹底とリサイクルの推進
(ごみの資源化施策)

- (1) 生活系ごみのリサイクルの推進
- (2) 事業系ごみのリサイクルの推進

- ①新たな分別収集品目の拡大の調査検討 ②分別品目・出し方の広報 ③ごみ分別無料アプリ「さんあ～る」の普及拡大
- ④スーパー等での店頭回収の広報 ⑤集団資源回収の継続等 ⑥グリーン購入運動の推進
- 【生ごみのリサイクルの推進】⑦生ごみ処理容器購入費助成の継続等 ⑧ダンボールコンポストの普及啓発
- 【紙類のリサイクル】⑨雑がみの分別収集の実施 ⑩紙類の分別徹底の広報
- 【その他のリサイクルの推進】⑪プラスチック類の分別徹底の広報 ⑫製品プラスチック資源化への調査検討
- ⑬家庭用剪定枝粉碎機の貸与等の調査検討 ⑭使用済小型家電リサイクルの広報

3 安定的・効率的な適正処理の推進
(ごみの適正処理施策)

- (1) ごみの適正排出と安全で効率的な収集運搬の推進
- (2) 安定的・効率的な適正処分と環境に配慮した施設整備の推進

- 【ごみの適正排出と集積所の適正な維持管理の推進】①不適正な排出に対する指導の強化等 ②ごみ集積所の適正な維持管理の推進
- ③事業系ごみの適正排出の推進 ④不法投棄監視員制度の継続等
- ⑤適正処理困難物の排出状況把握と適正処理の推進 ⑥感染性を有する恐れのある在宅治療医療廃棄物の処分方法の周知
- 【安全で効率的な収集運搬の推進】⑦収集品目拡大時の効率的な収集体制の構築 ⑧ICTを活用した収集状況確認システム等の調査検討 ⑨効率的な粗大ごみ申込システムの調査検討 ⑩ごみの直接搬入の事前予約制等の検討 ⑪ふれあい訪問収集の継続
- 【適正な中間処理の推進】⑪中間処理施設の効率的な運営と長寿命化 ②あぶくまクリーンセンター焼却工場の再整備
- ③施設整備時のPFI方式等の導入の検討 ④一般廃棄物処理事業許可業者の適切な許可
- 【適正な最終処分の推進】⑤浸出水処理施設の維持管理の徹底 ⑥搬入禁止廃棄物の混入防止
- ⑦最終処分場の延命化 ⑧次期最終処分場の建設

(その他ごみ処理に関し必要な事項) ○災害廃棄物に関する事項 - 災害廃棄物処理計画の策定 ○感染症の流行時への対応 - ごみ出し時の感染拡大防止策の周知、廃棄物処理事業継続計画策定の推進

生活排水処理基本計画

生活排水処理の現状

汚水処理人口普及率
令和元年度末 87.2%

下水道水洗化人口と合併処理浄化槽人口が増加しています。

水環境の保全と公衆衛生を確保するため、さらなる汚水処理人口普及率の向上を図る必要があります。

基本理念

『水資源の保全と公衆衛生の確保』

基本方針

- 1 下水道への接続や合併処理浄化槽の設置の促進
- 2 生活排水処理施設の整備と適切な維持管理

目標

汚水処理人口普及率
令和7年度末 91%以上

目標達成へ向けた施策

- ①単独処理浄化槽やし尿汲み取りに対する取組
 - ②生活排水処理率の向上と水質改善
 - ③浄化槽の維持管理
- (し尿・汚泥処理計画)
- 収集運搬 - 許可業者による収集運搬の継続
 - 処理 - 下記処理施設による処理の継続
 - ・本市衛生処理場：飯坂、松川、飯野地区以外
 - ・伊達地方衛生処理組合し尿処理施設：飯坂地区
 - ・川俣方部衛生処理組合し尿処理施設：松川、飯野地区
 - 処理施設の適正な維持管理
 - 点検、改修等による長寿命化